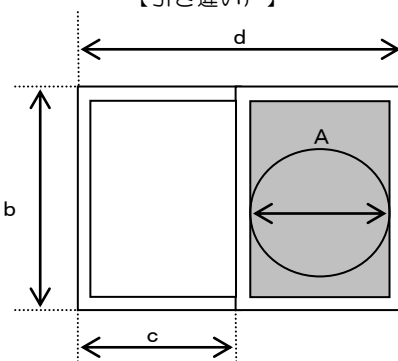


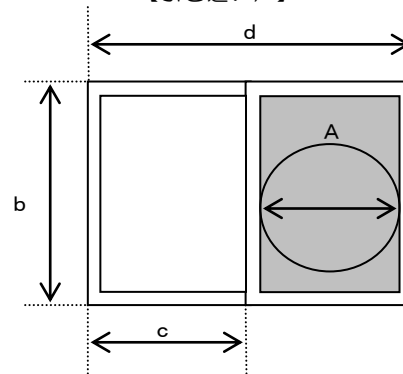
● 1 開口部の取扱い★

有効な開口部の判定は、次表によること。

開口部の条件			足場有	足場無	備考
ガラスの種類					
普通ガラス	厚さ 6.0mm 以下	引き違い戸	○	○	注) 【引き違い戸】  ○印 = $b \times d$ △印 = $b \times c$ Aは、50 cm以上の円が内接又は 1m以上の円が内接すること。 ただし、次の場合は 50 cm以上の円と同等に取扱う $b = 1.0\text{m}$以上 $c = 0.45\text{m}$以上 (足場がある場合 0.65m以上) (足場がある場合 0.40m以上) 【凡例】 ○…開口部として取扱う △…一部を破壊し、外部から開放できる部分を開口部として取扱う ×…開口部として取扱うことはできない 足場有…避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。 引き違い戸…片開き、両開きを含め、通常は、屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放できるもの。 F I X…はめ殺しをいう。 F L…フロートガラス P V B…ポリビニルブチラール ※ 低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）並びにポリエチレンテレフタレート製フィルム（JIS A5759 に規定するもので、厚さ 100μm（0.1 mm）以下のものに限る。）又は塩化ビニル製フィルム（厚さ 400μm（0.4 mm）以下のものに限る。）を貼付したガラスを用いた開口部については、基板となるガラスを本表（線入り・網入りガラスは、厚さ 6.8 mm以下のものに限る。）により判断する。 ※ 複層ガラスで中間層に格子が入っているもの（格子の間隔が概ね 20cm×20cm以上で、上記【凡例】引き違い戸の例によるものに限る。）は、ガラスの厚さが規定以下であっても足場の有無にかかわらず「△」として取扱う。（◇無窓階○避難上又は消火活動上有効な開口部における格子入複層ガラスの取扱いについてを参照） ※ ガラス等の内側又は外側に格子等が取り付けられているものは、その格子について器具を用いることなく容易に取り外せるものに限る、有効な開口部の面積に影響を与えないものとして取扱って差し支えないこと。 ※ 「△」の開口部に用いる施錠（固定）装置は、鍵を用いることなく開放できるものであること。
		F I X	○	○	
	厚さ 10.0mm 以下	引き違い戸	△	×	
		F I X	×	×	
鉄線入・鉄網入り板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	△	△	
		F I X	×	×	
	厚さ 10.0mm 以下	引き違い戸	△	×	
		F I X	×	×	
強化・耐熱ガラス	厚さ 5.0mm 以下	引き違い戸	○	○	
		F I X	○	○	
合わせガラス	FL 厚さ 6.0mm 以下 + PVB30mil（膜厚 0.76mm） + FL 厚さ 6.0mm 以下		△	△	
	網入厚さ 6.8mm 以下 + PVB30mil（膜厚 0.76mm） + FL 厚さ 5.0mm 以下		△	△	
	引き違い戸	FL 厚さ 5.0mm 以下 + PVB60mil（膜厚 1.52mm） + FL 厚さ 5.0mm 以下	△	×	
		網入厚さ 6.8mm 以下 + PVB60mil（膜厚 1.52mm） + FL 厚さ 6.0mm 以下	△	×	
		FL 厚さ 3.0mm 以下 + PVB60mil（膜厚 1.52mm） + 型板厚さ 4.0mm 以下	△	×	
	F I X		×	×	
	複層ガラス	構成するガラスごとに本表（合わせガラスを除く）により評価し全体の判断を行う。			
ガラス入り扉	ガラス部分の一部を破壊し、外部から開錠して開けられる場合			○	
シャッター	軽 量	手動式		○	
		電動式 非常電源付		○	
	重 量	水圧開放式（●4 参照）		○	
		電動式 非常電源付		○	
オーバースライダー	手動式			×	
	手動式 水圧開錠付			○	
	電動式 非常電源付			○	

注)

【引き違い戸】

○印 = $b \times d$ △印 = $b \times c$

Aは、50 cm以上の円が内接又は 1m以上の円が内接すること。

ただし、次の場合は 50 cm以上の円と同等に取扱う
 $b = 1.0\text{m}$ 以上

(足場がある場合 0.65m以上)

 $c = 0.45\text{m}$ 以上

(足場がある場合 0.40m以上)

【凡例】

○…開口部として取扱う

△…一部を破壊し、外部から開放できる部分を開口部として取扱う

×…開口部として取扱うことはできない

足場有…避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。

引き違い戸…片開き、両開きを含め、通常は、屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放できるもの。

F I X…はめ殺しをいう。

F L…フロートガラス

PVB…ポリビニルブチラル

※ 低放射ガラス(通称Low-E膜付きガラス)並びにポリエチレンテレフタレート製フィルム(JIS A5759に規定するもので、厚さ $100\mu\text{m}$ (0.1mm) 以下のものに限る。)又は塩化ビニル製フィルム(厚さ $400\mu\text{m}$ (0.4mm) 以下のものに限る。)を貼付したガラスを用いた開口部については、基板となるガラスを本表(線入り・網入りガラスは、厚さ 6.8mm 以下のものに限る。)により判断する。

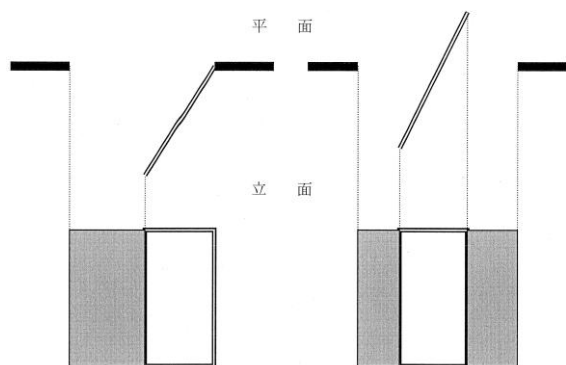
※ 複層ガラスで中間層に格子が入っているもの(格子の間隔が概ね $20\text{cm} \times 20\text{cm}$ 以上で、上記【凡例】引き違い戸の例によるものに限る。)は、ガラスの厚さが規定以下であっても足場の有無にかかわらず「△」として取扱う。(◇無窓階○避難上又は消火活動上有効な開口部における格子入複層ガラスの取扱いについてを参照)

※ ガラス等の内側又は外側に格子等が取り付けられているものは、その格子について器具を用いることなく容易に取り外せるものに限り、有効な開口部の面積に影響を与えないものとして取扱って差し支えないこと。

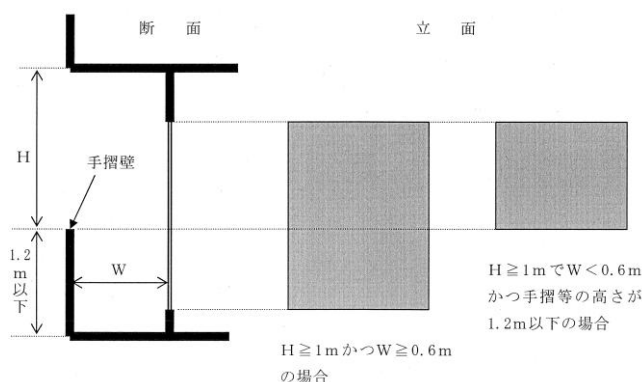
※ 「△」の開口部に用いる施錠(固定)装置は、鍵を用いることなく開放できるものであること。

● 2 有効な開口部

(1) 突き出し窓、回転窓



(2) 外壁面にバルコニー等がある場合 ☆



(3) 踏み台を設けた場合

次のア～オのすべてに適合する場合は有効な開口部として算定可能とする。 ☆

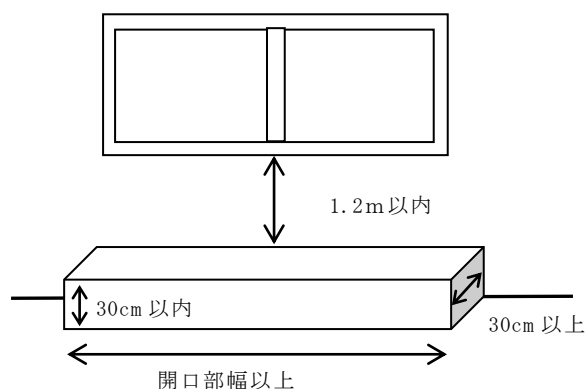
ア 踏み台上面から開口部の下端までの高さは 1.2 m 以内である。

イ 踏み台は不燃材料で造られていること。

ウ 壁面とすき間が無く、床面に固定されていること。

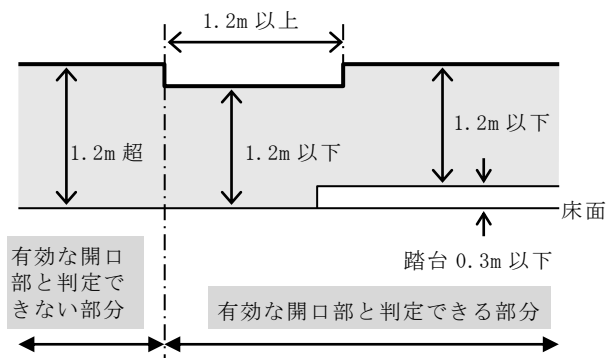
エ 踏み台は高さ 30 cm 以内、奥行き 30 cm 以上、幅は開口部以上の幅以上であること。

オ 避難上支障なく設置されていること。



カ ベランダ等の手摺側に踏み台を設ける場合も前記オの例によるが、部分的に段差を設ける場合は次図によること。 ☆

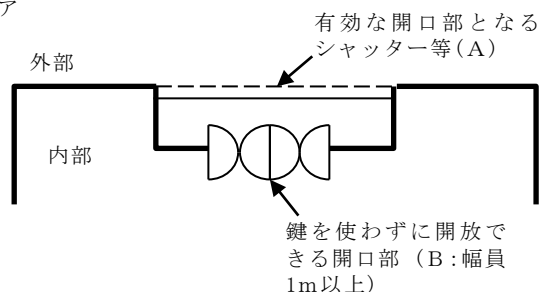
なお、部分的に中間部の手摺の高さを 1.2m 以下とする場合は、その部分の幅を 1.2m 以上とした場合に床面からの開口部を有効な開口部とすることができる。



(4) 二重に扉等が設けられている場合 ☆

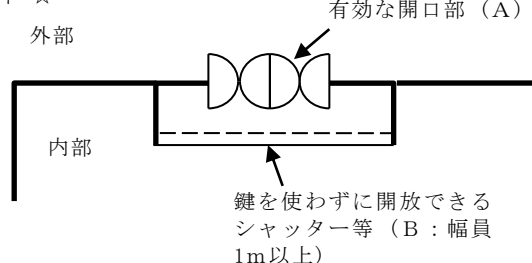
次の場合は有効な開口部として算定する。

ア



(A) が有効な開口部となる。

イ ☆



(A) が有効な開口部となる。

(5) 開口部に手摺りが設けられている場合

次のア～ウのすべてに適合する場合は、消防法施行規則第 5 条の 3 第 2 項第 3 号「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から解放し」に該当するものであること。

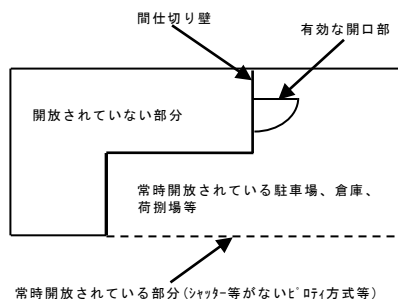
ア 材質について、火災の際、熱で変形し解除できなくなることにより内部からの避難及び外部からの解放の妨げとならないものであること。(ステンレス、アルミ等)

イ 消防隊が特殊な工具を使用せずに解除できる一動作式のものであること。(サムターンのような 90° ダイヤル回転式が望ましい。)

ウ 内部及び外部から容易に開放できること。(おおよそ 3 秒以内)

● 3 無窓階判定の単位

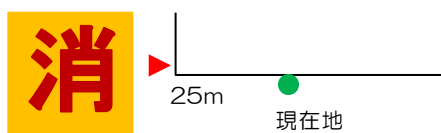
- (1) 渡り廊下部分の有効な開口部は、その渡り廊下により別棟の取扱いとなるそれぞれの棟の延面積で按分し、その面積をそれぞれの棟に合算できるものであること。 ☆
- (2) 常時開放されている駐車場、倉庫、荷捌場等で、間仕切り壁に有効な開口部がある場合は、常時開放されている部分も有効な開口部とし、駐車場、倉庫、荷捌場等の部分も含めた全体の床面積で判定することができる。



● 4 水圧開放装置

水圧開放装置は、消防隊の注水によってシャッター等を開放する装置のことで、構造及び性能等は、次によること。

- (1) 開放方式は、次によること。 ☆
 - ア シャッター等の施錠を開放するもの
 - イ シャッター等を直接開放するもの
 - ウ シャッター等の開放用電動モーター（◇非常電源に規定する自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備による非常電源が設けられているものに限る。）を起動させるもの
- (2) 結合金具は、呼称 65 の差込式の受け口とすること。
- (3) シャッター等を直接開放するものにあつては、過巻き込みを防止する措置がとられていること。
- (4) シャッター等を直接開放するものにあつては、送水を停止してもシャッター等が自重で閉鎖しないものであること。
- (5) 送水口は、地盤面から 0.5m 以上 1.0m 以下の場所に設けること。 ☆
- (6) 送水口の直近には、黄地に赤文字で「消」と表示する標識を設けること。 ☆
- (7) 送水口は、水圧開放するシャッター等の直近に設けること。やむを得ず当該シャッター等から容易に見通せない場所に送水口を設ける場合は、当該シャッター等に送水口の位置を示す案内図を設けること。



※ 案内図の例

- (8) 送水することにより、電気によって解錠するものにあつては、一つの送水口で複数のシャッター等を開放できるものとする。 ☆
- (9) 財団法人日本消防設備安全センターの性能評定品であること。

● 5 水圧開錠装置

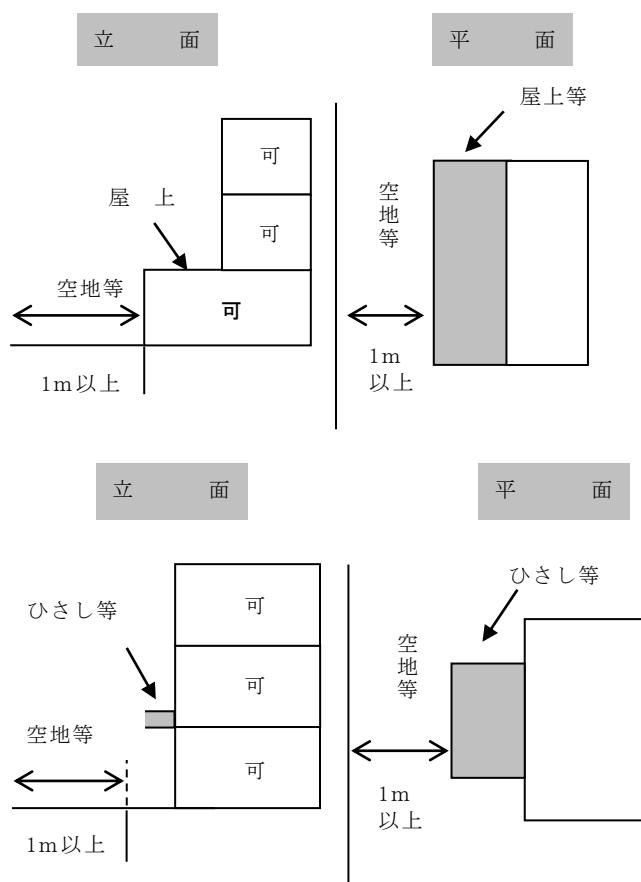
水圧開錠装置は、消防隊の注水によってシャッター等に設けられた鍵を開錠する装置のことで、構造及び性能等は、次によること。

- (1) 注水口は、地盤面から 0.5m 以上 1.5m 以下の場所に設けること。
- (2) 注水口の直近には、黄地に赤文字で「消」と表示する標識を設けること。 ☆
- (3) 財団法人日本消防設備安全センターの性能評定品であること。

● 6 通路その他空地の取扱い

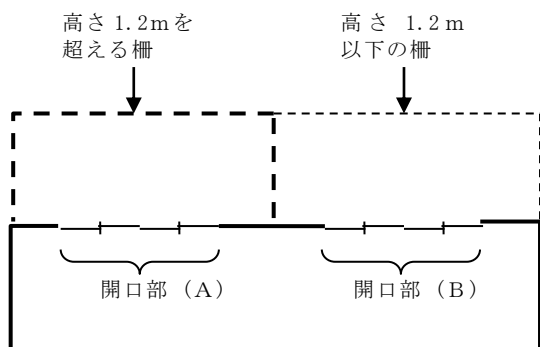
規則第 5 条の 3 第 2 項第 2 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 屋上・バルコニー又はひさし等が設けられている場合の上階部分は、屋上・バルコニー又はひさし等の端部から幅員 1m 以上の空地等が確保されている場合にあつては、避難及び消火活動上有効な開口部として算定できること。 ☆

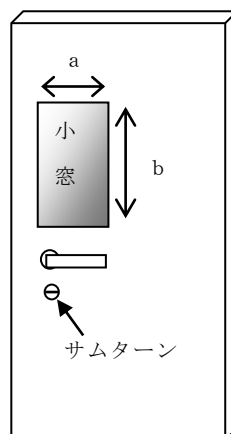


- (2) 樹木、池等が開口部の前面にはないが、通路等となる空地の幅 1m 以内の部分にある場合は、避難及び消火活動等に支障が無い場合に限り認められるものとする。ただし、芝生や花壇の草花の様に背丈が高くなると認められるものにあつては、有効開口部の前面にあつても支障ないものとする。 ☆

- (3) 道路等に通じる空地に1.2mを超える高さの塀や柵等(1.2m以下であっても有刺鉄線や侵入又は脱出を妨げる措置が取られたものも含む。)を設けた部分の開口部は、有効な開口部とは認められないものであること。



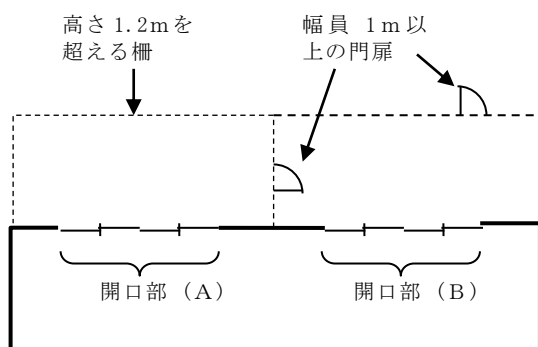
開口部 (A) は有効な開口部として認められない。



a = 20cm 以上
b = 40cm 以上

※ 小窓にガラスを設ける場合にあつては、普通ガラスは厚さ 6.0mm 以下、鉄線入り及び鉄網入り板ガラスは厚さ 6.8 mm 以下とすること。

- (4) 道路等に通じる空地に地盤面から1.2mを超える高さの門扉等を設ける場合は、開放したときの幅員を1m以上とし、施錠(固定)装置は、鍵を用いることなく開放できるものであること。



開口部 (A) 及び (B) は、共に有効な開口部として認められる。

● 7 什器等の取扱い

店舗等において、開口部に設置する什器等で次の条件を全て満たすものは、その開口部を有効開口部とすることができる。

- (1) 高さ 1.5m、幅 2m、奥行 0.6m 以下であること。
- (2) キャスター付きで、ロック機能が無いこと。
- (3) 一般の人が1人で3秒以内に1m以上移動させることができること。

● 8 鉄扉等に設ける破壊用の小窓

一部を破壊してサムターン等の施錠装置(以下「施錠装置」という。)を開放することにより有効な開口部とする場合は、次によること。 ☆

- (1) 小窓の大きさは横 20cm 以上、かつ、縦 40cm 以上
- (2) 小窓に用いるガラス等は普通ガラス厚さ 6.0mm 以下若しくは鉄線入り・鉄網入り板ガラス 6.8mm 以下等の容易に破壊できるもの
- (3) 施錠装置は小窓の下端から 25cm 以内